

## 通知預金規定

### 1 (預入れの最低金額)

この預金の預入額は 1 口 1 万円以上とします。なお、通帳により預入れるときは、必ず通帳を持参して下さい。

### 2 (預金の支払時期等)

- (1) 預金共通規定 6 (2)、(3) による場合を除き、この預金は、預入日から 7 日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の 2 日前までに通知を必要とします。

### 3 (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものは当該受入の記載を取消したうえ、取引店で返却します。

### 4 (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は 1,000 円とします。

### 5 (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他「預金共通規定」をご参照ください。

以 上